



自立支援医療費（精神通院医療、更生医療）
支給認定に係る所得区分の判定誤りについて

令和4年5月30日

<問い合わせ先>

担当：市民福祉部社会福祉課障がい福祉係

直通電話：0248—88—8112

Eメール：shafuku@city.sukagawa.fukushima.jp

報道機関各位

福島県の自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定において、市町村が行う受給者の所得区分判定に誤りがあったため、一部の受給者に対して誤った自己負担上限額が記載された受給者証が交付され、誤った額の自立支援医療費（国 1/2、県 1/2）が支給されていたことが判明いたしました。

本市においても判定が誤っておりましたので、ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、ご報告いたします。また、本市の事業で同様の判定により支給認定を行う更生医療についても同様の誤りがありましたので、重ねてご報告いたします。

記

1 経過

福島県が全市町村に過去5年分（地方自治体の金銭債権債務の消滅時効）を調査したところ、本市を含む10市町村で誤りが判明したものです。誤りがあった有効期間内の受給者証については、既に差し替えを行っております。また、市の事業で同様の判定による支給認定を行う更生医療についても市で調査をしたところ誤りが判明したものです。

2 所得区分判定誤りの概要

(1) 精神通院医療

ア 該当者数（誤った自己負担上限額が記載された受給者証を交付した人数）

109名

イ うち公費を過大に支給し、本人負担が少ない者

62名 1,873,707円

ウ うち公費を少なく支給し、本人負担が多い者

8名 98,930円

(2) 更生医療（須賀川市事業）

ア 該当者数（誤った自己負担上限額が記載された受給者証を交付した人数）

3名

イ うち公費を過大に支給し、本人負担が少ない者

3名 120,000円

3 原因

自立支援医療における医療費の自己負担上限額は、合計所得額に応じて所得区分を決定することとなっておりますが、公的年金等の取り扱い等を誤り、本来の所得区分を別の所得区分へ判定していたため。

4 今後の対応と再発防止策等

ご迷惑をおかけした受給者の皆様に、誤り内容をご説明するとともにお詫びいたします。また、認定業務の正確さを期すため、重ねての制度理解とチェック体制の確立を図ります。

【市長コメント】

今回の判定誤りについて、ご迷惑をおかけした制度利用者の皆様、市民の皆様へ深くお詫び申し上げます。障がい者の自立支援のための医療費助成において、支援の基本となる所得区分の判定誤りという事象を重大な事態として重く受け止めております。これを契機として、改めて、再発防止対策を講じてまいります。